

【韓国】軍人の地位及び服務に関する基本法

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2015年12月29日、軍人の基本権保障を強化することを目的とした「軍人の地位及び服務に関する基本法」が公布された（2016年6月30日施行）。

1 背景と経緯

韓国軍では、2005年に大規模な新兵虐待事件（1月）及び1等兵による銃乱射事件（6月）が相次いで発生し、事件の土壌とされた軍隊内の暴行やいじめが大きな社会問題となった。これをきっかけとして当時の盧武鉉（ノ・ムヒョン）政権は、軍隊内の人権状況改善のための主な対策として、ドイツの国防オンブズマン（連邦議会に設置され、軍隊内の人権侵害等に対し自らの裁量及び決定に基づいて活動する権限を有する機関）を範とした軍オンブズマン制度の導入を検討した。しかし、国防部（部は省に相当）の反対により、国会への軍オンブズマンの設置には至らなかった。

その後、2014年4月に発生した1等兵に対する暴行致死事件を契機に、再び軍隊内の暴行やいじめに対する社会の関心が高まり、軍オンブズマン制度の導入を柱とする関連法案が相次いで国会に提出された。関連法案は国会審議の過程で「軍人の地位及び服務に関する基本法」（以下「基本法」）案に一本化され、2015年12月9日、本会議で可決された。

2 軍人の基本権等に係る新設条項

基本法は本則52か条及び附則から成る。同法の制定により、これまで大統領令の「軍人服務規律」（1966年3月制定）で定められていた軍人の服務に関する関連規定が基本法に移され、法律に格上げされた（これに伴い軍人服務規律は2016年6月30日に廃止）。

さらに、軍人の基本権等に係る複数の条項が新たに追加され、軍人服務基本政策の策定、軍人服務政策審議委員会の設置、軍人の基本権保障及びその制限、基本権教育、専門相談官の設置、軍隊内のいじめ等の通報義務等が規定された。なお、軍オンブズマン制度の導入については将来的な課題とされた。これらの新設条項の概要は、以下のとおりである。

(1) 国の責務（第4条）

国は、軍人の基本権を保障するために必要な制度を整備しなければならない。また、服務条件を改善して軍人の生活の質の向上に努めなければならない。

(2) 軍人服務基本政策（第7条）

国防部長官（以下「長官」）は、基本目標、年度別・課題別推進計画等を盛り込んだ「軍人服務基本政策」を、軍人服務政策審議委員会（後述）の審議を経て5年ごとに策定しなければならない（詳細は大統領令で規定）。

(3) 軍人服務政策審議委員会（第8条～第9条）

軍人の基本権保障、軍人服務基本政策等に係る事項を審議するため、長官の下に軍人服務政策審議委員会を置く。同委員会は委員長（長官）を含む12人以内の委員（任期2年で

1 回に限り再任可) で構成される(委員会の運営に関する詳細は大統領令で規定)。

(4) 軍人の基本権(第 10 条～第 13 条、第 17 条)

軍人は、一般国民と同様に憲法上保障された権利を有する。ただし、当該権利は軍事的職務の必要性の範囲において法律により制限され得る。国は、兵営生活における軍人の私生活の秘密及び自由を最大限保障し、災害の発生、非常事態等の場合を除き、軍人を勤務時間外に兵営に待機させてはならない。また、軍人は基本法の適用において平等の待遇を受け、服務中に発生した疾病又は負傷について適切で効果的な医療を受ける権利を有する。

(5) 軍紀を乱す行為等の禁止(第 27 条)

軍人は、①セクシャル・ハラスメント、性的暴行等、②上級者、下級者又は同僚に対する虐待又はデマを流す行為、③苦情申立て等に対する故意の妨害又は不当な影響力の行使、④その他軍紀を乱す行為を行ってはならない。

(6) 多文化尊重(第 37 条)

軍人は、多文化的価値を尊重し、長官はそのための教育を実施しなければならない。

(7) 基本権教育等(第 38 条)

長官は、憲法及び基本法で保障する軍人の基本権、義務、基本権侵害時の救済手続等に関する教育を定期的に実施しなければならない(詳細は大統領令で規定)。

(8) 専門相談官(第 41 条)

軍隊生活不適応、軍隊内の基本権侵害等に係る事項について相談ができるよう、一定規模以上の部隊又は機関に専門相談官を置く(詳細は大統領令で規定)。

(9) 軍人権保護官(第 42 条)

軍人の基本権保障及び基本権侵害に対する権利救済のため、軍人権保護官(軍の人権保護業務担当官)を置く。軍人権保護官の組織、業務、運営等については別に法律で定める。

(10) 通報義務、通報者の保護等(第 43 条～第 45 条)

軍人は、兵営生活において他の軍人が殴打、暴言、いじめ、セクシャル・ハラスメント、性的暴行等を行った事実を知り得たときは、直ちに上官、軍人権保護官又は軍の捜査機関に通報しなければならない。何人も通報者の同意なく通報者の個人情報等を他に開示してはならず、通報を理由に不利益措置を講じてはならない。違法に個人情報等を開示した者は、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン(1 ウォンは約 0.1 円(平成 28 年 10 月分報告省令レート))以下の罰金に処する(第 52 条)。

3 今後の課題

基本法案の国会審議では、軍オンブズマン制度の中核を担うことになる軍人権保護官に係る規定が大きな争点となったが、軍隊内の指揮権との衝突を理由に国防部が軍人権保護官の設置に難色を示したため、設置のみを認め、詳細は別の法律で定めることが規定された。軍人権保護官の設置、権限等に係る新法の制定には更に時間を要する見込みである。

参考文献(インターネット情報は 2016 年 10 月 17 日現在である。)

・「[1918118] 군인의 지위 및 복무에 관한 기본법안(대안)(국방위원장)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_U1F5P1H1U2F5C1Q1N0W4Q0A2G4M8M8>